

令和5年1月4日
内閣官房
法務省
外務省
厚生労働省
国土交通省

水際措置の見直しについて

1月8日以降、以下の臨時的な措置を講じる。

1. 中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者について、出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明書の提出を求めることとする。
2. 香港・マカオから日本への直行旅客便に関し、令和4年12月27日付の「到着空港を成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港の4空港に限定」する措置については、検疫体制等を確認の上、その他の空港への到着も認める。ただし、検疫体制等を踏まえ、一定以上の増便を行わないよう、関係する航空会社に対して要請する。

（以上）